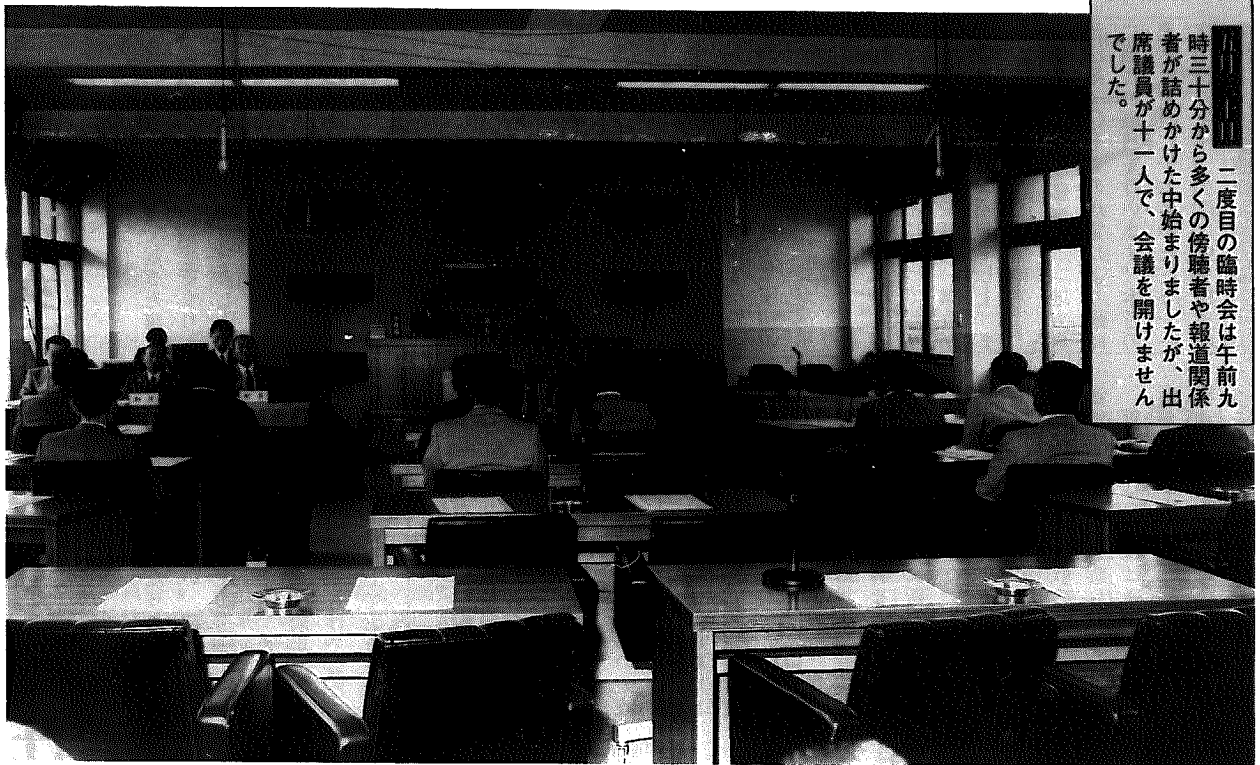


二度目の臨時会は午前九時三十分から多くの傍聴者や報道関係者が詰めかけた中始まりましたが、出席議員が十一人で、会議を開けませんでした。



1987

6

No.285

あ	な	た	と		
	町	を	つ	な	ぐ

報 告

くろさき

黒埼町議会

# 臨時会が流会

## 次は六月四日に招集

五月九日に十四人の町会議員が県議会議員選挙に絡む公職選挙法違反の容疑で逮捕されました。そのため十一日に招集した臨時会は定数二十六人中十一人しか出席できず、定数の十三人に達しないため会議を開けませんでした。逮捕された議員は全員が二十日までに釈放されました。しかし、三十日に再び招集した臨時会は十一日と同様に流会となりました。また議長、副議長、常任委員会の構成など議事人事を決められない状況です。また、十人の議員から二十三日までに辞表が議事事務局に届けられています。

次の臨時会は町長が六月一日に告示をし、四日に招集されます。四日の議会は何人の議員が出席するかわかりませんが、三十日の臨時会に提出を予定していた議案と同じものが提出されますので、地方自治法の「同一の事件の再度招集」の規定により成立します。

役場では何度も課長会議などを開き、行政の停滞をきたさないように努めています。町から提出を予定していた議案は専決処分の承認だけです。行政の執行に支障はない状況です。



改選後、初の議会は十一人の議員が出席しましたが、定数に達せず流会となりました。